

川内原発の避難計画に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十六年十一月十日

福島みずほ

参議院議長 山崎 正 昭 殿

川内原発の避難計画に関する質問主意書

九州電力株式会社川内原子力発電所（以下「川内原発」という。）の避難計画をめぐっては、従来から①三十キロメートル圏内のみの避難計画になっていること、②複合災害を反映していないこと、③十キロメートル以遠の避難行動要支援者の入院・入所している施設の避難計画が立案されていないこと等数多くの問題点に関して、住民から多くの意見が出されている。住民の意見は、自らの家族及び子どもや孫の生命を守りたいという切実なものであり、地域の実情に即した現実的な意見である。しかし、これらの意見は顧みられることなく、再稼働が進められようとしている。また、十キロメートルから三十キロメートルにかけての避難行動要支援者が入所・入院している施設の避難計画が立案されていないなど、従来の内閣府が出している方針とも齟齬が生じている。さらに、五キロメートル圏内の在宅の避難行動要支援者の一部は、川内原発から至近距離の一時退避所に避難することとなっており、住民の被ばくを前提とした計画ではないかと考えられる。右の点を踏まえ、以下質問する。

一 内閣府は、川内原発からおおむね十キロメートル以遠三十キロメートル圏内の避難行動要支援者の入院・入所している施設の避難先について、避難指示が出た後に、避難先候補施設リストが入力されたコン

コンピュータシステムである「原子力防災、避難施設等調整システム」（以下「本システム」という。）で避難先を選定している。

- 1 本システムが完成したのはいつか。
- 2 本システムに、十キロメートル以上遠三十三キロメートル圏内の施設がアクセスできるようになるのはいつか。
- 3 本システムには、①医療施設、②各施設の空きベッド数、③職員などの情報は入っているのか。入っている場合、アップデートはどのような頻度で行われるのか。
- 4 本システムの構築に関して、避難行動要支援者の入院・入所している施設の意見を聞いたか。
- 5 「共通課題についての対応方針」（平成二十五年十月九日原子力防災会議連絡会議コアメンバー会議決定）においては、「重点区域内にある、病院等の医療機関や社会福祉施設等（以下、「入所施設」という。）は、入院患者・入所者の避難に関する計画をあらかじめ作成する」とし、「この計画においては、入院患者・入所者の受入れに足る十分な避難先施設をあらかじめ決めておく」となっている。避難指示が出てから本システムにより避難先を決めることは、同方針に反していると考えるが、政府の見解

を示されたい。

二 P A Z 圏内の在宅の避難行動要支援者のうち、避難によって健康リスクが高まる者は、五箇所には設けられた屋内退避施設に避難することとなっている。この屋内退避施設のうち、川内原発に最も近いのは旧滄浪小学校体育館であり、同原発から二キロメートル以内の場所にある。平成二十六年五月二十八日の原子力規制委員会の資料「緊急時の被ばく線量及び防護措置の効果の試算について」に掲載されている表によれば、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の百分の一程度の規模のセシウム百三十七の放出量であつても、二キロメートル地点におけるコンクリート構造物に屋内待避（二日間）の場合の被ばく量は最大で百九十ミリシーベルト程度になると読み取れる。

1 旧滄浪小学校体育館と川内原発の距離は何キロメートルか。

2 旧滄浪小学校体育館に屋内退避した場合の被ばく量のシミュレーションは行っているか。

3 旧滄浪小学校体育館に屋内退避した場合、最大何日間、同小学校に滞在することを想定しているか。

また、屋内退避した者の救出方法や避難先は想定しているか。

三 本年九月十二日の原子力防災会議の資料では、避難退避時検査・除染の実施地点について、「原則とし

て避難先となる市町に一カ所ずつ設置する救護所等で実施」（以下「本指針」という。）となっている。

1 避難先市町（二十自治体）のうち、救護所の場所が具体的に決まっている自治体は何箇所か。

2 すでに決定している救護所の場所を示されたい。

3 本指針は、避難先の市町と協議したのか。協議した場合は、その日時と会議名、出席者を示されたい。

右質問する。